

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第27条第2項	汚染土壤処理業の許可の取消し等の場合の措置命令	環境企画課

汚染土壤の処理の事業を廃止し、又は土壤汚染対策法第25条の規定により許可を取り消された場合に、当該汚染土壤処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出て下さい。